

入学辞退による学費等の返還について

※付属校推薦入試合格者の方は、
<付属校推薦入試合格者の方>の欄をご覧ください。

本学への入学手続を完了（入学手続時納入金を全額納入）した後に、他大学との併願等やむを得ない理由により入学の辞退を希望する場合は、大学が定める手続を行うことにより、入学申込金（入学金と同額）を除く学費その他の納入金の返還を受けることができます。手続は以下の方法での届出に限ります。

なお、延期第一次手続のみの方が入学を辞退する場合、入学申込金（入学金と同額）は返還してありませんので手続不要です。提出いただく書類もありません（電話による連絡も不要です）。

申請期限 2025年3月31日（月）消印有効《簡易書留速達にて郵送のこと》
提出書類 入学辞退届（兼 学費等返還願）
※大学所定用紙（次ページ以降を **A4 サイズ** で印刷して使用してください）
※外国送金を希望する場合は、お電話でご相談ください。外国送金用の情報をお調べいただく必要があります。

申請先（問い合わせ先） 法政大学入学センター 学費返還係
〒102-8160 東京都千代田区富士見2-17-1
電話 03-3264-9312

<付属校推薦入試合格者の方>

付属校推薦入試合格者は、所属高校を通じて、別様式の入学辞退届の申請（提出）が必要です。

上記の申請期限に入学辞退届が提出できるよう、以下の申請先（問い合わせ先）までご連絡ください。

申請先（問い合わせ先） 各付属校 事務担当（平日9:00~11:30、12:30~17:00）
電話 法政大学中学高等学校 0422-79-6226
法政大学第二中・高等学校 044-711-4357
法政大学国際高等学校 045-571-4663

申請上の注意

1. 申請期限までに必要書類が提出できない場合、または提出書類の記載内容に不備・誤りがある場合には、納入金の返還は受けられません。
2. 「入学辞退届」には本人および保証人の署名・捺印が必要です。
3. 返還金の振込先指定口座の名義人は本人もしくは上記の保証人のものに限りません。
4. 入学手続金納入時の払込手数料は返還対象外となります。
5. 外国送金の場合は振込手数料が差し引かれます。
6. 「入学辞退届」の「返還金額欄」に記入する金額は学部・学科によって異なります。入学申込金（入学金と同額）は返還しませんので、別紙「入学手続金・学費について」1ページに記載している「初年度学費」の「【入学手続時】春学期学費」から入学申込金（240,000円）を差し引いた金額を右詰めで記入し、金額の先頭に「¥」（エンマーク）を記入してください。（なお、外国送金の場合には、振込手数料を差し引いた金額を返還します。）
7. 返還金の振込は4月下旬の予定です（返還金の振込に際して大学から通知はいたしませんので、振込先口座をご確認ください）。4月末までに振込が無い場合にはご連絡ください。
8. 入学辞退届を提出した後の辞退取消は認めません。
9. 「指定校推薦」「指定校推薦（日本語学校）」「指定校推薦（海外高等学校）」「商業高校等推薦（全商協推薦）」「スポーツ推薦」の場合、入学辞退の理由により、以後、当該高等学校に推薦を依頼しないことがあります。

